

# 組 合 報

協同組合アキュムレーション 広報委員会 2023年4月 VOL. 81

<http://accumulation.or.jp>

組合員の皆様へ

今年は例年より桜の開花が早く、暖かい気候になりましたが、スギ・ヒノキの花粉症は大流行が予測されており、屋外作業では十分な対策をお願い致します。コロナ感染症による感染者数はようやく減少し、マスクの着用も個人の判断に変わりましたが、引き続き大声での会話禁止、密集した場所の回避、うがい、マスク着用、手洗い等の感染症対策を徹底願います。まだ寒暖の差が激しい気候が続きますので、体調管理に十分留意願います。

## 【再度】実施状況報告書について

2022年度（報告対象期間 2022.04.01～2023.03.31）の「実施状況報告書」

（省令様式第10号）は 2023年4月末までに必ず組合までにご提出をお願いします。

報告事項は以下の通りです。

- \* 技能検定受検状況
- \* 実施体制
- \* 労働条件
  1. 実労働日数
  2. 所定内実労働時間数
  3. 超過実労働時間数
  4. きまって支給する給与額（超過労働給与額を含む）
  5. 賞与、期末手当等特別給与額
  6. 控除額（食費、住居費、税・社会保険料、その他）
  7. 昇給率
- \* 行方不明者の発生状況 等々

原則、報告書は実習実施者自ら記載し提出することが求められておりますので、宜しくご対応をお願いします。不明点がありましたら、組合の担当者または事務局までにお問い合わせ頂くようお願いいたします。

※様式は機構のホームページ [https://www.otit.go.jp/youshiki\\_03/](https://www.otit.go.jp/youshiki_03/) からダウンロード  
ができます。

## 月 60 時間超時間外労働の割増賃金率について

平成 22 年 4 月に施工された改正労働基準法では、長時間労働を防ぎ労働者の健康を確保する目的から、大企業の月 60 時間を超える時間外労働に対し 50%の割増賃金を支払うよう定められました。中小企業への適用は猶予期間が定められていましたが、働き方改革関連法の成立に伴い、令和 5 年 4 月 1 日以降中小企業も 50%に引き上げられます。

働き方改革のもとで、より良い労働環境を実現すべく、中小企業における割増賃金率の引き上げを確実に履行願います。

### <事業主の対応方法>

#### 1) 代替休暇

月 60 時間を超える法定時間外労働を行った労働者の健康を確保するため引き上げ分の割増賃金の支払の代わりに有給の休暇（代替休暇）を付与することが出来ます。

#### 2) 就業規則の変更

割増賃金率の引き上げに合わせて就業規則の変更が必要となる場合がありますのでご対応をお願いします。

#### 3) 働き方改革推進支援助成金の活用

働き方改革推進支援助成金は働き方改革に取り組む中小企業主に、環境整備に必要な費用の一部を国が助成する制度です。

## **【再度・重要】建設業の技能実習における受入れ基準の強化**

2020年1月1日より建設業の技能実習における受入れ基準が強化されております。

①建設業法第3条許可を取得していること

②月給制の採用

③建設キャリアアップシステムへの登録、企業は事業者IDを取得していること

(技能実習計画認定申請時に「事業者ID」を明らかにする書類が必要になります。)

現在、実習生を受け入れている企業、上記①②③の要件を満たさない場合は、新規の受入れができませんので、ご注意下さい。

**※技能実習生1号は2号移行時までには必ず建設キャリアアップシステムに登録完了すること**

**技能実習計画認定申請時に技能実習生の建設キャリアアップシステム技能者IDを明らかにする書類、建設キャリアアップカードの写しが必要になりますので、登録完了していないと、2号の実習計画認定が下りません。ご注意下さい。**

また2022年4月1日、以下の改正が適用となりました。

④受入れ人数枠の設定強化

実習生の受入れ人数は、常勤雇用者数を超えないこと。

但し、優良な実習実施者及び一般監理団体の場合はこの基準は適用されません。

### 緊急連絡先（24時間）

【事務局】

TEL : 048-755-9591

FAX : 048-755-9827

【組合職員携帯】

070-3667-8667 (杉戸)

080-4477-6005 (廣畑)

090-2323-7188 (王)